

警報等の発表時における安全確保について

四日市市立内部中学校
平成30年4月6日

気象に関する警報（特別警報を含む）・注意報、情報等が発表された場合は、子どもたちの安全確保を優先し、下記のように対応いたします。

I 暴風警報・暴風雪警報、大雪警報、東海地震注意情報または予知情報（警戒宣言）に対する対応

発表された場合		解除された場合	
7:00 (登校前)まで	自宅待機 (注1)	7:00まで	通常通り登校 (注2) ※通学路の安全を確認しますが、災害が著しい等、登校が危険・困難な場合は連絡してください。
登校後	学校は状況を判断し、必要な措置をとる。 (注3)	7:00以降	臨時休校 ※警報等が7時以降に解除された場合は休校となる。

II 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）、大津波警報、震度5強以上の地震発生、噴火警報に対する対応

発表された場合	
時刻	対 応
7:00 (登校前) まで	臨時休校 ○市災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保しましょう。 ・周囲の状況に注意して速やかに避難場所へ ・外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ（津波以外）（注1）
登校後	学校待機 ○学校で残留措置をとります。安全確保の上で出迎えの保護者（または保護者の代理の方）に引き渡します。（注3）

（注1）自宅待機の際の留意点

保護者が家庭にいない生徒については、日頃から最寄りの知人等に保護をお願いしておいてください。

（注2）登校の際の留意点

解除後も災害が著しい等、登校に危険が予想される場合は、臨時休校あるいは登校時間を遅らせる措置をとります。その際は、「すぐメール」「内部中学校ホームページ」を使って情報を発信します。

（注3）登校後に、次の警報等が発令された場合の学校の措置

① 暴風警報・暴風雪警報が発表された場合

下校に際しての安全が確認された場合は帰宅させます。ただし、通学路等の安全確認が

できない場合や帰宅しても保護者がいない場合は、保護者（または保護者の代理の方）の出迎えのあるまで学校で残留措置をとり、保護する場合があります。

- ② 東海地震注意情報または予知情報（警戒宣言）が発表された場合
保護者（または保護者の代理の方）の出迎えのあるまで、学校で残留措置をとり保護します。
- ③ 震度5強以上の地震の発生（緊急地震速報）、噴火警報の場合
ただちに生徒の身の安全の確保に努め、保護者（または保護者の代理の方）の出迎えがあるまで学校待機をとり保護します。その後、市災害対策本部（危機管理室）など、公的機関の指示に従います、
- ④ 津波（大津波）警報が発表された場合
子どもの安全を確保するため、高い場所（校舎最上階または波木南台公園等）に移動させ、安全を確保します。生徒の下校については保護者（または保護者の代理の方）の出迎えのあるまで学校待機を原則とします。尚、下校させる際には市災害対策本部の情報をもとに、教育委員会と相談し、その安全性に十分な配慮をします。
- ⑤ 大雨洪水警報や、大雪注意報、竜巻注意報、雷注意報等が発表された場合
通常通り授業を行います。周囲の状況をよく見て、安全確保して登下校してください。状況が悪化することが予想される場合は、通学路等の安全を確認した上で、緊急下校とする場合があります。

Ⅲ 登校後に各種警報が注意報に変更された場合の対応

学校は、市災害対策本部と連携して、子どもの安全確保第一に対応を検討します。

その際、帰宅することで危険性が増す場合や、帰宅しても保護者がいない場合等は、学校で残留措置をとり保護することもあります。

《保護者の皆様へ》

- (1) 引き渡し等を保護者の代理の方に行う場合は、確認を取らせていただきます。
- (2) 警報発令や学級閉鎖に伴う臨時休校の場合、デリバリー給食はキャンセルができませんので、ご理解願います。
- (3) 災害時は、周辺道路の混雑が予想されます。原則として、お車での迎えはご遠慮ください。

- ☆ 日頃より、緊急時の連絡方法や集合場所等を家族で話し合い、子どもに伝えておきましょう。
- ☆ 「すぐメール」の登録をお願いします。なお、携帯電話が「受信拒否」の設定になっていないか確認しておきましょう。
- ☆ 警報等発表時には、公的な機関の情報を十分に確認してください。学校への電話でのお問い合わせについてはご遠慮ください。
→学校からの電話での緊急連絡ができなくなる恐れがあります。

《参考》気象庁 特別警報

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>